令和4年第5回立川市農業委員会総会議事録

立川市農業委員会

## 令和4年第5回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 4 年 5 月 2 5 日 (水) 午後 3 時 会場 2 1 0 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

- 5 その他
- 6 閉会

## 令和4年第5回立川市農業委員会総会 令和4年5月25日(水) 立川市役所210会議室

議席	氏	氏 名		議席	氏		名	
1番	鈴木	豊	君	10番	田	中 佐		君
2番	金子	波留之	君	1 1 番	横	幕 玲	子	君
3 番	粕 谷	久 敬	君	12番	髙	杉 晋	_	君
4番	小 峰	喜 昭	君	1 3 番	中	丸 邦	春	君
5番	清水	清 史	君	1 4 番	清	水 茂	男	君
6番	嶋 田	貞 芳	君	15番	井 .	上洋	司	君
7番	鳴島	広 之	君	16番	島	田加	美	君
8番	内 野	智 行	君	1 7番				
9番	岡 部	良 己	君					

## 事務局職員

 局長
 井
 上
 隆
 一
 君

 次長
 奥
 野
 武
 司
 君

 係長
 熊
 谷
 寛
 君

午後2時58分 開会

議長 改めまして、皆さんこんにちは。今日も天気がいい中、本当 は皆さん仕事をしたいと思うんですけれども、お忙しい中、御 出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、先週は東京都農業会議の監査、その次の日が理事会、 常設委員会等があって、その後、東京都等の職員との意見交換 会などがありました。

また、その中で、もう皆さんも当然承知しているように、前も話したように、燃料費とか、いろんなものが上がっているということで、当日、JA東京中央会の城田会長が見えまして、6月からは肥料がもう50%上がるということを挙げたぐらいで、特に高度化成が、肥料の多い高度化成が50%、理事さんもいますから、農協でも事前に注文は取って、もう締め切っているかと思います。50%って、本当にそんなに上がるんですかね。予想ではそのぐらいだということで、我々農業者も、野菜がその分高く売れればいいんですけれども、本当に頭が痛いところだと思います。

そういう状況などもありますけれども、これももう少しの……、いつまで辛抱するか分かりませんけれども、頑張ってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、ただいまより令和4年第5回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に 御出席していただいておりますので、本総会は成立しておりま す。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審 議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 では、初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回 は8番の内野委員、9番の岡部委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告事項、(1)事務報告、(2)農地法第4条 第1項第8号の規定による届出が1件、(3)農地法第5条第 1項第7号の規定による届出が4件ございます。一括して事務 局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項(1)事務報告を行います。着 座の上、御報告申し上げます。

5月13日(金)、東京都農業会議農地台帳システム研修が 開催をされまして、事務局が出席しております。

5月17日(火)、東京都農業会議の監査会がJA東京南新宿ビルで開催をされまして、会長に出席をしていただきました。

5月23日(月)、東京都農業会議生産緑地制度研修会が開催をされまして、事務局が出席してございます。

委員会といたしましては、5月16日(月)に本総会に向けました現地調査、本日、25日(水)、農業委員会総会、その終了後に全員協議会を開催する予定でございます。

なお、一覧には記載はございませんけれども、5月20日 (金)に前回の全員協議会において御説明を申し上げました賃 貸の意向調査につきまして、第1回目の訪問調査を行いました。 後ほど全員協議会で御報告をさせていただくとともに、今後の 予定につきまして御協議をお願いいたします。

本日以降の予定でございます。

5月30日(月)、北多摩地区農業委員会連合会通常総会の 開催が予定されておりまして、会長、次長が出席予定でござい ます。

6月1日(水)、東京都農業会議農業者年金担当者会議の開催が予定されております。

翌6月2日(木)、東京都農業会議農地中間管理事業担当者会議及び新規就農・農地貸借担当者会議が予定されております。

翌6月3日(金)でございます。東京都農業会議認定農業者等担い手支援推進会議及び主任職員協議会・職員研究会通常総会の開催が予定されております。

6月10日(金)でございます。相続税納税猶予制度研修会 が予定されております。 委員会といたしましては、6月15日(水)、6月の総会に向けました現地調査、24日(金)午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。報告事項(1)事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する御報告でございます。

報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりとなってございます。

農地の所在は幸町3丁目の4筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路及び駐車場。面積は合わせまして612.22 ㎡。転用目的は道路及び駐車場用地となってございます。

周辺略図を御参照いただければと思います。

報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人等の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は錦町6丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況が宅地。面積は62㎡。転用目的は住宅用地となってございます。

2件目。農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,962㎡。転用目的は住宅用地でございまして、分譲住宅が23棟計画されております。

3件目。農地の所在は柏町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は駐車場。面積は786㎡。転用目的は店舗兼住宅用地でございます。

最後の4件目でございます。農地の所在は上砂町5丁目の1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は3.17㎡。 転用目的は住宅用地となってございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。 報告は以上でございます。 議長ありがとうございました。

ただいま報告がありました件につきまして、何か御質問など がありましたらお願いをいたします。

14番 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の中で、略図 4の地図の中で印がないのは、面積が小さくて印がつけられな かったのか分からないんですけれども、どこなんですか。

議長 小さいところではないですかね。黒い……。

係長 説明させていただきます。

図右側、線路の北側、「51」と書いてあるところの左下のところに、小さくなっちゃったんですけれども、面積が小さかったもので……。

14番 分かりました。

議長 面積が小さかったですもんね。3.17㎡ですから。

係長 そうですね。うまく塗れなかったところで。申し訳ないで す。

15番 これは何か丸でもつけておけばいい。

議長 そうですね。分かるようにね。

14番 了解しました。

議長 ありがとうございます。

あと、ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでしたら、報告事項はこれで 終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局よりお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号、農地相続人の住所、氏名につきま しては記載のとおりでございます。

現地調査を5月16日、申請者立会いの下、会長、鳴島委員、 島田加美委員、内野委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は上砂町4丁目の2筆になります。略図1を御覧ください。略図1は五日市街道と玉川上水の間、見影橋

公園西側に位置する農地で、露地野菜のほか、栗の木などの樹木が植え付けられておりました。盗難防止用の柵を置かれるなど、苦労されていることをお聞きしております。農地内の栗の木がかなり伸びぎみとなっておりましたので、剪定されるよう依頼いたしました。農地の境界も確認でき、肥培管理も良好でした。

説明は以上です。

議長ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、確認を担当された委員から 補足説明をお願いいたします。

補足説明を鳴島委員、内野委員、島田加美委員、横幕委員、 あと私の順でお願いします。

それでは、初めに、鳴島委員、お願いします。

7番 この方ですが、区画のほうは確認できました。それから、 畑のほうは肥培管理は良好です。

この方は、ここのうちのお姉さんになるんですかね。実は、 妹の婿さんがお勤めしているんですけれども、お勤めの休みの 日に結構一生懸命やっているという状況です。作った野菜等は 近くのスーパーの方に出しているということで、今後もみんな で頑張っていきたいということなので、よろしくお願いいたし ます。

議長ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いします。

8番 この方なんですけれども、肥培管理も良好で、境界石も確認できました。ただ、さっきも御指摘があったように、栗の木が少し伸びていたので、そちらだけ剪定をお願いしておきました。

以上です。

議長ありがとうございます。

続きまして、島田加美委員、お願いします。

16番 両委員が言いましたように、肥培管理は良好にできています。ただ、栗の木のほうの剪定等をお願いしています。

議長ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 事務局の報告のとおりですが、盗難よけのフェンスが張ってあったのが気になりまして、御苦労されているのがよく分かりました。それから、栗の木の剪定を指導されていたようです。以上です。

議長ありがとうございました。

それでは、私のほうから報告をいたします。

この方は、全体的には畑のほうはきれいに管理はされておりました。境界石のほうも確認しました。お隣さんとの共同の野道ということで、境に境界の石も入っておりましたので、問題なかったです。

それと、この方は、事前に鳴島委員が、もう現地を見ていただいて、そのときに入り口のところにアスファルトを敷いてあったということで、それでは駄目だからということで、アスファルトのほうは撤去していただきましたので、それもきれいになっていましたので問題はないかと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か質問などありましたらお願いしたいと思います。

15番 栗の木は何本ぐらいですか。

議長 栗の木は……。何本ぐらいでしたかね。

15番 半分ぐらいあるんですか。

7番 そんなになかったです。

8番 5本ぐらいかな。

議長 5本。5本ぐらいあったのかな。

15番 では、4分の1ぐらいしかないですね。そうすると。

8番 そんなに栗の木自体は大きくないので。 1 本だけちょっと 伸びているところが……。

議長伸びたのも1本か2本だったね。

8番 そうですね。

議長 よろしいですか。

15番 はい。

議長 そのほか何か御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 こんにちは。本日は、お忙しい中お越しいただきまして、 ありがとうございます。

申請人の方は相続税猶予制度は十分御理解していただいていると思いますが、本総会において改めて意思を確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、 農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしますの で、お願いしたいと思います。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

今日は部会長が欠席なので、島田加美農業経営副部会長にお願いしたいと思います。

16番 本日は、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

幾つか御質問させていただきますので、よろしくお願いいた します。

相続税納税猶予制度は、東京など首都圏で高い相続税のために農地を手放さなければならず、農業経営を続けられなくなってしまうことのないように、農業だけに適用される特別な制度です。そして、この制度の適用を受けた農地には、申請者御本人などが生涯にわたり農業経営を続けていく義務が生じます。仮に病気やけがなどの事態が生じたとしても継続していかなければなりません。

そこで、お尋ねいたします。

申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

また、万が一、御自身での農業経営が難しくなられた場合の 御家族の方などの御協力はいかがでしょうか。

よろしくお願いします。

申請人 私は、もう先祖代々、うちは畑を持っていて、農業をしていまして、私の代とかで畑を減らすとかというのは忍びないというか、申し訳ないので、もうこれからまだまだ勉強途中ですけれども、生涯にわたって農業を続けて、生産して販売できるようなお野菜を作っていきたいと思います。

私は妹夫婦と一緒に住んでいまして、妹夫婦と一緒に畑を、 農業をしていまして、妹も、妹の旦那さんも一緒にやってくれ ていますので、もし何か私にあったときは、今、弟は勤めてい るんですけれども、そこを辞めてでも農業のほうに入ってくれ るというふうに言っていますので、そして、妹も一緒にやって くれるということですので、その点は大丈夫かなと思います。

16番 ありがとうございました。

健康には十分留意され、農業経営を続けていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、粕谷土地利用部会長、よろしくお願いします。

3番 今日はお忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。先ほどの質問と重複するような内容でもありますが、お聞きください。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。 各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な 努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適 切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなりま す。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要が ありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すこともできるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予された税額に利子税を加えて納付することになりますので、十分御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 まず私が農業をやるというのが大前提でして、それで、弟、妹も手伝ってくれて、母は今、けがをしてしまっているんですけれども、母もまだ外に出て何かをやりたいという気持ちが強いもので、一緒に手伝ってやってくれるとは思うんですけれども、農地を貸すというのは、以前、農地を貸していて痛い目に遭っているので、そういうことは考えていないです。

なので、一生、これからも、私は子供もいるんですけれども、子供たちも畑に出て、今、手伝うというか、一緒に畑に出て、一緒にいろいろ、ちょこっと手伝ってくれたりするので、これから先もそういう気持ちで一緒にやってくれたらいいなと思います。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地について、肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いします。家族皆さんで、あまり無理なく、楽しい農業をやっていただければいいと思いますので。ありがとうございました。

申請人はい。ありがとうございます。

議長ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問などありましたら、お願い

したいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方に お願いがあります。

ただいま両部会長から、いろいろと質問に答えていただきましたけれども、相続税の猶予制度は国の制度でございます。 3年に1回、税務署から報告用紙が送られてきます。農業委員会としましては、やはり同じように3年に1回、現地調査に伺います。それで肥培管理が適切にしてあるかどうかを確認して、肥培管理が適切に管理してあれば、この総会の中で証明書を発行します。それが適切にしていなければ証明書は発行できませんので、今後も肥培管理はしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど両部会長から質問などがあった内容が、この封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら御家族、妹さんと弟さんにも見ていただいて、御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、今日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長それでは、採決に移ります。

議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、 証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員举手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに 決します。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明 について、8件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明につい て御説明いたします。

現地調査を5月16日、申請者、申請者代理人、会長、横幕

委員、嶋田貞芳委員、田中委員、清水茂男委員、金子委員、髙 杉委員、井上委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告 いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は一番町2丁目及び3丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、松中団地南交差点の北東及び南東に位置する農地で、今後の作付に向け、耕うんがされており、ネギや麦、ジャガイモなども作付されておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は砂川町5丁目の2筆となります。略図2を御覧ください。略図2は、砂川中央地区北多目的運動広場の西側、自宅の北側に位置する農地で、今後の作付に向け耕うんがされており、サトイモなども作付されておりました。国有地に挟まれており、フェンスによる境界が確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の3、特例農地は砂川町6丁目の2筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、西武拝島線南側で、立川砂川給水所の西側に位置する農地。ジャガイモ、タマネギ、オカヒジキやズッキーニなど、多品種の露地野菜が作付されておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の4、特例農地は柏町2丁目の1筆の一部となります。略図4を御覧ください。略図4は、すずかけ通りと五日市街道の間で、第十小学校の北側、自宅の南側に位置する農地です。ユズや夏ミカン、レモンなどの柑橘類や栗などの果樹のほか、トマトやナスなどの露地野菜も作付けされておりました。一部に剪定枝が残っていたので、処分するよう依頼してございます。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の5、特例農地は幸町5丁目の2筆となります。略図5を御覧ください。略図5は、幸小学校の西側で、南北に分かれて位置する農地で、植木が植え付けられておりました。剪定もきちんとされており、きれいに管理されておりま

した。北側の農地の境界が一部不明確でしたので、目印となるくいなどの設置を依頼してございます。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の6、特例農地は若葉町3丁目の1筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、けやき台団地北交差点の北西、自宅の北側に広がる農地で、トマトやノラボウなどの露地野菜のほか、植木が植え付けられており、ハウス内にはマリーゴールド等の花卉が栽培されておりました。一部に植木の剪定枝が残っていたので、処分するよう依頼いたしました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の7、特例農地は栄町2丁目の5筆となります。略図7を御覧ください。略図7は、南砂小学校の東、国分寺市との市境近くを南北に延びる農地で、ナシやキウイ、ブルーベリーなどの果樹のほか、ジャガイモなどの露地野菜が植え付けられておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の8、特例農地は曙町3丁目の1筆となります。略図8を御覧ください。略図8は、緑川通りの東側、国立市に一部またがる農地で、ジャガイモ、トウモロコシ、エダマメなどの露地野菜を中心に植木類も植え付けられておりました。作付に向け耕うんもされておりました。北側の境界が一部不明確のため、目印となるくいなどの設置を依頼いたしました。肥培管理は良好でした。

議案第2号の説明は以上でございます。

議長ありがとうございました。

確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

1番を嶋田貞芳委員、2番と4番を田中委員、3番を清水茂 男委員、5番を金子委員、6番を私です。7番を髙杉委員、8 番を井上委員の順にお願いしたいと思います。

それでは、初めに、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 この方ですけれども、肥培管理は両方の畑とも良好でした。 石の確認も全てできましたし、上のほうの北側の一番町2丁目 のほうの畑ですけれども、今、麦が一部植わっていたんですけ れども、これから夏野菜等々の敷きわらの代わりに利用したり、緑肥に使ったりということで、これから進めていくということでした。

それと、一番町3丁目のほうの南側のほうの小さいほうですけれども、こちらのほうはネギを今、作付して、これからもう少し植え付けを進めるということでした。作ったものについては、全て自分のところの直売所で販売ということです。肥培管理も良好だったので問題ないと思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

横幕委員、よろしくお願いいたします。

11番 今、話に出ました麦ですけれども、切って敷きわらにするという話で、このやり方はもう今では非常に少ない、昔ながらのやり方をやっておられるというお話でした。風よけのために植えてあるということも聞きまして、大変勉強になりました。

管理はとてもきれいにできていまして、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いします。

10番 2番につきまして、この畑は国有地に囲まれた畑でございまして、よく砂川中央多目的のほうからサッカーボールが飛んでくるというふうなことで、結構文句があったんですけれども、現状としましては、今まではハウスが6棟ぐらいあったんですが、それを全部潰しまして、露地野菜のほうになりまして、北のほうにサトイモ、中のほうにジャガイモ等を作ってありまして、肥培管理もよくて、特に問題はないかと思います。

4番ですけれども、自宅の南側のほうにありまして、靴屋さんの北側になるんですけれども、ここには栗とかユズ、ミカン等を植えてありまして、栗のほうも何年かに一遍ずつ、高木の剪定もしておりまして、問題はないかと思います。南のほうはトマトとかナスを作っておりまして、販売先は、みの一れと、また、自宅のほうで販売しております。肥培管理もよくて、特に問題はないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 横幕委員、お願いします。

11番 2番です。前回伺ったときは、今、田中委員おっしゃったように、隣のグラウンドからボールが飛んでくるという困った話を聞いたんですけれども、そのときハウスがあったのを、今は全部取り壊して、畑地、露地にして、とてもきれいに管理されていました。問題はないと思います。

それから、4番ですが、以前はメインに栗を栽培していたんだけれども、いがの処理がとても大変だということで、かんきつ類に変えつつあるということで、ちょうど伺ったときは、ユズとか夏ミカンの花が満開でした。管理は大変よくできていました。問題ないと思います。

議長ありがとうございました。

続きまして、3番を清水茂男委員、お願いします。

14番 こちらの方ですが、畑のほうにはタマネギ、ジャガイモ、その他、夏野菜がたくさん植えられており、畑のほうの肥培管理も良好でした。境界石もきちんと確認できましたので、特段問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。 続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 広くはないんですけれども、大変多品種を栽培しておられて、とてもきれいに管理されていました。御本人は草畑だというふうにおっしゃっていましたが、油断をすると、すぐ草が生えてくるということですけれども、非常によく管理されていたと思います。あとは、輸送機だとか、ヘリコプターの騒音が非常に大変だという話も伺いました。特に問題はありません。

議長ありがとうございました。

続きまして、5番を金子委員、お願いします。

2番 この方は、農地で植木を生産していまして、肥培管理はと ても良好でありました。ただ、先ほど次長から説明があったと おり、北側の農地の方の境界石がなかったんですけれども、この間、確認に行ったら、ちゃんとプラスチックのくいが打ってありまして、境界石の確認ができたということを報告したいと思います。

以上です。

議長ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 この地図の上のほうは、周辺が保存樹林のところだったと思うんですけれども、以前に伺ったときよりも大変すっきりして、よく管理されていたと思います。それから、委託苗を栽培しているということで、名前の分からない木があったり、御本人も御存じない木があったりしまして、委託だからしようがないなと思いました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、6番を私のほうから報告をいたします。

この方は、花の生産と野菜の苗の生産、あと、植木を生産しております。ほとんどハウスが、全部で主に使っているのが3棟と、あと、ガラスのハウスが1つあって、4棟ハウスがありまして、今年から息子さんも入って、非常に熱心に花と植木をやっている方でございます。畑のほうも非常にきれいに管理されて、境界も全て確認いたしました。

一部、これからは植木を少しずつ伐採して、ほかのものを植えていくと。大きいものはどんどん切っていくということで、 一部、枝が積んであったのを片づけていただくことをお願いしました。全体的に問題はございませんでした。

以上です。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 何年か前に消費者のほうで畑見学をさせていただいたんですけれども、そのときにクワガタの幼虫をもらったのを覚えていますが、植木がなかなか大変なので、だんだん花卉に変えつつあるということで、ハウスに変わっているところが多かったです。

特に問題はありません。

議長 ありがとうございました。 続きまして、7番を髙杉委員、お願いします。

12番 この方の畑は果樹農家で、栗、柿、ブルーベリー、ナシ、 キウイなどが栽培されており、肥培管理もよく、草などは生え ていなくて、とてもよく管理されていました。境界ぐいも確認 しております。

以上です。

議長 ありがとうございました。 横幕委員、お願いします。

1 1 番 大変広い果樹園にたくさんの果樹が植わっていました。先ほど出ました露地栽培のジャガイモは保育園児用に植えてあるという話でした。聞くところによると、キウイは日本で最初に入ってきたキウイではないかという話も伺いました。特に問題なく、きれいに管理されていたと思います。

議長 ありがとうございました。 続きまして、8番を井上委員、お願いします。

15番 この方の畑は、ジャガイモとかトウモロコシ、エダマメなんかの作付を行っています。割と肥培管理といいますか、きれいに整備されていて、一部、実は筆の違う土地がありまして、そこの土地との境界が、くいが分からなかったので、そのことで、くいを入れてもらうようにお願いしたということです。そこだけ雑草が生えていたというか、なぜだろうと思ったら、そこは外れていたということなんですけれども、そこにくいが入っていなかったので、ちょっと分かりにくかったので、そのことをお願いしました。

議長 よろしいでしょうか。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 この畑は小さい畑ですけれども、高架の線路のすぐ下にある畑でして、特に問題になるようなことはありませんでした。 息子さんも同席されましたので、後継者の心配はないかなと思います。 議長ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について何か質問などがありましたらお願いいたします。

15番 ちょっと言い忘れた。

その草地の中にナガミヒナゲシという外来種が生えていたんですね。薄いオレンジ色の花の咲くヒナゲシなんですけれども、一般的には特定外来生物にはなっていないんですが、むちゃくちゃ広がる種類で、日本に入ったのが、1970年に世田谷あたりで発見されたのが最初なんですけれども、その後、もう今は全国に広まっているという。大体1つの胞子の房で何千という種が入っていまして。だから、1群れあると数万の種があれするという。結構花がきれいなので、皆さん取らないんですけれども、場所によっては農家の発芽の生育とか何かには影響が出るかもしれないです。

そのことを言っておきまして、名前を失念したので、後で事 務局を通じてメモをお渡ししようと思います。

- 議長 あの花、うちでもそうですけれども、もうどんどん増えちゃって。
- 15番 すごい勢いなんですよね。
- 議長 ええ。繁殖力というか、増えますね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました件に何か質問などありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員举手

議長 ありがとうございました。全員挙手と認め、証明すること に決します。

次に、その他。何かございますか。

次長 特にございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終 了でございます。

次回の農業委員会は、6月24日金曜日、午後3時から、今 度は302会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございま した。これで終わりたいと思います。

午後3時45分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを 証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員